

● 割合表

(単位:千分率)

項目			一般組合員 特別職組合員	船員組合員	組合役員	組合職員	公益法人派遣	職員団体専従	短期組合員	後期高齢者	任継組合員	関連条文等			
短期	掛金	標準報酬月額	46.60	45.08	46.60	46.60	46.60	46.60	46.60	3.78	93.20	定28条1項			
		標準期末手当等													
	負担金	標準報酬月額	46.60	48.12	46.60	46.60	46.60	46.60	3.78		定28条2項				
		標準期末手当等													
	育休・介護 公的負担	標準報酬月額	1.32	1.32			一般組合員負担金率を派遣 専従元地方公共団体が負担		1.32	1.32		法113条4項1号、 令29条、告示			
		標準期末手当等													
福祉	掛金	標準報酬月額	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41		定28条1項			
		標準期末手当等													
	負担金	標準報酬月額	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41					
		標準期末手当等													
短期合計率	掛金	標準報酬月額	48.01	46.49	48.01	48.01	48.01	48.01	48.01	5.19	93.20	任継平均標準報酬月額 380,000円			
		標準期末手当等													
	負担金	標準報酬月額	49.33	50.85	48.01	48.01	48.01	48.01	49.33	6.51					
		標準期末手当等													
介護合計率	掛金	標準報酬月額	8.04	8.04	8.04	8.04	8.04	8.04	8.04		16.08	定28条1項			
		標準期末手当等													
	負担金	標準報酬月額	8.04	8.04	8.04	8.04	8.04	8.04	8.04			定28条の2			
		標準期末手当等													
厚生年金保険	組合員保険料	標準報酬月額	$\left(\frac{\text{標準報酬月額}}{\text{標準期末手当等}}\right) \times \text{保険料率}(183.00) \div 2$									厚年法81条4項 (H30.9～)			
		標準期末手当等													
	事業主負担分	標準報酬月額	$\left(\frac{\text{標準報酬月額}}{\text{標準期末手当等}}\right) \times \text{保険料率}(183.00) - \text{組合員保険料総額}$												
		標準期末手当等													
	基礎年金 公的負担	標準報酬月額	41.50	41.50			一般組合員負担金率を派遣 専従元地方公共団体が負担					法113条4項2号、 令29条の2、告示			
		標準期末手当等													
	掛金	標準報酬月額	7.50	7.50	7.50	7.50	7.50	7.50		7.50			連定20条別表5		
		標準期末手当等													
退職等年金	負担金	標準報酬月額	7.50	7.50	7.50	7.50	7.50	7.50		7.50					
		標準期末手当等													
経過的長期	公務等給付 負担金	標準報酬月額	0.0939	0.0939	0.0939	0.0939	0.0939			0.0939		連5章一元化附則第75 条関係、R6.9.30地共 連年第322号			
		標準期末手当等													
追加費用率 (標準報酬月額)	義務	厚生年金	19.5/1000										〔備考(関連条文等)〕		
		経過的長期	2.2/1000												
	その他	厚生年金	13.9/1000									定			: 公立学校共済組合定款
		経過的長期	1.4/1000									定附			: 公立学校共済組合定款附則
最低限度額(標準報酬月額)	短期・介護	短期・介護	58,000									連定	: 地方公務員共済組合連合会定款		
		厚生年金	88,000									法	: 地方公務員等共済組合法		
	退職等年金	退職等年金	88,000									令	: 地方公務員等共済組合法施行令		
		最高限度額	短期 介護	標準報酬月額	1,390,000									告示	: 総務省告示
標準期末手当等	5,730,000									運	: 地方公務員等共済組合法運用方針				
厚生年金 退職等年金	標準報酬月額		650,000									一元化	: 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正 する法律		
	標準期末手当等		1,500,000									厚年法	: 厚生年金保険法		

- (注) ・ 介護保険の第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の組合員です。
- ・ 後期高齢者は、75歳以上の組合員です。
- ・ 育児休業および産前産後休業中における掛金及び負担金免除の対象は以下のとおりです。
 育児休業期間：育児休業開始日の属する月から育児休業終了日の翌日の属する月の前月まで。
 産前産後休業期間：出産日以前42日から出産日後56日まで。
- 掛金：短期・福祉・介護・退職等年金
 負担金：短期・福祉・介護・退職等年金
 保険料：厚生年金保険
- ・ 退職派遣者については継続長期組合員、再任用職員（フルタイム（週40時間勤務））については一般組合員と同じ扱いになります。
- ・ 短期適用の期末手当等・標準期末手当等に係る掛金・負担金の最高限度額は、年度の累計額により算定することとなります。

1 令和7年度追加費用率

地方公共団体名		基本追加 費用率 A	支給率に基づく補正率			支給開始年齢に基づく補正率		通算規定に基づく補正率		追加費用率 E (A×B×C×D)
			基本率	最短年金年限	加算率	率 B	支給開始年齢	率 C	旧長期組合員の減算率 率 D	
北海道(義務教育職員)	厚生年金分	19.5 1,000	1/3	17	1/150	1.0000	45	1.0000	通算制度なし 1.0000	19.5000 1,000
	経過の長期給付分	2.2 1,000								2.2000 1,000
	厚生年金分	13.9 1,000								13.9000 1,000
	経過の長期給付分	1.4 1,000								1.4000 1,000
札幌市(義務教育職員)	厚生年金分	19.5 1,000	1/3	17	1/150	1.0000	45	1.0000	通算制度なし 1.0000	19.5000 1,000
	経過の長期給付分	2.2 1,000								2.2000 1,000
	厚生年金分	13.9 1,000								13.9000 1,000
	経過の長期給付分	1.4 1,000								1.4000 1,000
札幌市(その他の職員)	厚生年金分	13.9 1,000	1/3	17	17/1,500	1.0920	45	1.0000	0以上1/4未満年金及び一時金 1.1140	16.9092 1,000
	経過の長期給付分	1.4 1,000								1.7031 1,000
	厚生年金分	13.9 1,000								16.9092 1,000
	経過の長期給付分	1.4 1,000								1.7031 1,000
夕張市・美瑛市・稚内市・網走市・北見市	厚生年金分	13.9 1,000	1/3	17	17/1,500	1.0920	40	1.0150	0以上1/4未満年金及び一時金 1.1140	17.1629 1,000
	経過の長期給付分	1.4 1,000								1.7287 1,000
	厚生年金分	13.9 1,000								16.9092 1,000
	経過の長期給付分	1.4 1,000								1.7031 1,000
その他の市町村	厚生年金分	13.9 1,000	1/3	17	17/1,500	1.0920	45	1.0000	0以上1/4未満年金及び一時金 1.1140	16.9092 1,000
	経過の長期給付分	1.4 1,000								1.7031 1,000
	厚生年金分	13.9 1,000								16.9092 1,000
	経過の長期給付分	1.4 1,000								1.7031 1,000

- ・ 地方公共団体等が追加費用として令和7年度に負担すべき金額は、令和7年4月1日における当該地方公共団体等の職員である組合員の標準報酬等合計額に12を乗じて得た額に追加費用率（E）を乗じて得た金額です。
- ・ また、標準報酬月額の設定が令和7年4月1日から遡及して実施された場合は、追加費用負担金額に差額が生じることから、別途当職から差額についてお知らせします。

2 令和7年度事務費負担金・補助金単価

一般組合員一人あたり 9,020円（令和7年4月1日現在の組合員数により算定）

※令和7年度の短期組合員については、**対象外**になります。

3 令和7年度特定健診等の実施に係る負担金単価（後期高齢者を除く）

組合員一人あたり 147円（令和7年4月1日現在の組合員数により算定）

※令和7年度の短期組合員については、**対象**になります。